

信玄公生誕500年常設展示企画・設置等業務 公募型プロポーザル実施要領

令和2年10月
甲府市

1 趣旨

本市では、2019年に迎えた「こうふ開府500年」（以下「開府500年」という）に続き、2021年に「信玄公生誕500年」（以下「生誕500年」という。）という歴史的な節目の年を迎える。「開府500年」では、ふるさと“甲府”への愛着や郷土愛を育み、未来に向けたまちづくりに繋げていくまたとない機会と捉え、基本理念に「過去に学ぶ」、「現在（いま）を見つめる」、「未来につなぐ」の3つを掲げた「こうふ開府500年記念事業」（以下「記念事業」という。）を2016年度より実施している。

この度、2021年に「記念事業」の最終年度及び「生誕500年」の当年を迎えるにあたり、郷土の英雄・武田信玄公のゆかりの地などを紹介し、市内・県内の周遊を促すとともに、訪れた人に信玄公（武田家）の功績や魅力を学ぶ機会を提供することで、生誕の地である本市への興味を喚起するため、甲府の玄関口である甲府駅に常設展示を設置する。

本業務の受託者選定にあたっては、事業者の甲府市の産業振興、観光振興に対する理解度を調査し、また、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用するとともに、効果的な常設展とするため豊富な経験と技術を有する事業者から広く企画提案を募集する中で、選定することが有効であることから公募型プロポーザル方式とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

信玄公生誕500年常設展示企画・設置等業務

(2) 内容

業務内容及び業務条件を満たす信玄公生誕500年常設展示企画・設置等業務

※詳細は「信玄公生誕500年常設展示企画・設置等業務仕様書」のとおり

(3) 履行場所

甲府駅北口ペDESTリアンデッキ（甲府市丸の内一丁目）

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年12月20日（日）まで

(5) 展示期間

令和2年12月20日（日）から令和4年1月31日（月）まで（予定）

(6) 展示時間

午前9時から午後6時まで

(7) 提案価格上限額（消費税等相当額を含む）

金 7,500千円

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する提案価格書を提出する際は、上記提案価格上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 平成27年度から令和元年度までに、国又は地方公共団体等の本業務と類似した業務の受託実績を1件以上有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。

4 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本手続きに参加する場合は、次の必要書類を日本語で記載して期限までに提出すること。

(1) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
①	参加表明書	(第1号様式) ・代表者印等を押印のこと。
②	会社概要等整理表	(第2号様式) ・直近1年間の国税及び地方税に未納がないことの証明書（発行後3ヶ月以内、写しも可）を添付すること。 ・商業登記簿謄本の写し
③	業務実績書	(第3号様式) ・類似業務の受託実績（5件以内）
④	業務実施体制調書	(第4号様式) ・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務等）について記述すること。 ・事業者の組織概要が分かる資料を添付すること。
⑤	誓約書	(第5号様式) ・代表者印等を押印のこと。

※提出書類の各様式については、本市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出方法

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市役所市長直轄組織情報戦略室記念事業課（以下「記念事業課」という。）へ持参又は郵送にて提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は、電話にて書類到着の確認をすること。

(4) 提出期限

令和2年10月15日（木）午後5時までとする（郵送の場合は必着）。

5 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（第7号様式）により、電子メールで提出し、電話で着信確認をすること。

電子メールアドレス：kaifu500@city.kofu.lg.jp

(2) 受付期間

公募開始の日から令和2年10月7日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

令和2年10月12日（月）までに本市ホームページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
①	企画提案書	任意様式 ・用紙はA4判縦長横書きを基本とし、文字サイズ10.5ポイント以上とすること。 ・表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とする。 ・「提案書記載項目等一覧（別紙2）」の注意事項を確認して、項目順に記載することとし、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。
②	業務工程表	任意様式 ・A3又はA4判1枚に、スケジュール及び本市と事業者の役割分担等を明記すること。
③	提案価格書	（第6号様式） ・代表者印等を押印のこと。 ・提案価格は、消費税及び地方消費税を含む額とする。 ・積算根拠が分かる資料を添付すること。 ・封入封緘押印のこと。

※提出書類の各様式については、本市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提出部数

正本1部、副本11部（③提案価格書は正本1部）

また、企画提案書及び業務工程表と同じ内容を CD-ROM で 1 枚

(3) 提出方法

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

記念事業課へ持参又は郵送にて提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は、電話にて書類到着の確認をすること。

(4) 提出期限

令和2年10月21日(水)午後5時までとする(郵送の場合は必着)。

7 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

本業務の優先交渉権者の選考にあたっては、「提案書記載項目等一覧(別紙2)」に基づき提案された内容について、「信玄公生誕500年常設展示企画・設置等業務受託事業者選考審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において審査し、各選考審査委員の技術点・価格点を合計した総合得点で、最も高い者を優先交渉権者として選考する。

また、次点の者については、次点交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

審査は非公開とし、書類と事業者プレゼンテーションによる審査を実施する。なお、事業者プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

①日時・会場

令和2年10月26日(月)(詳細は別途通知する。)

②出席者

3名以内

③実施方法

・事業者プレゼンテーション及び補足説明(20分以内)

プロジェクター及びスクリーンは、本市で準備する。パソコン、ケーブル等の機器は持参すること(インターネットへの接続が必要な場合は、事業者にてインターネット環境を用意すること。)プレゼンテーションは、提出した企画提案書及び企画内容がビジュアルで確認できるサンプルデータ等の資料を用い、表記順に行うこと。

・質疑応答(概ね20分程度)

質疑応答に係る要旨録は、事業者において作成すること。

(3) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果(優先交渉権者及び次点交渉権者の事業者名のみ)を本市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等協議の上、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

なお、協議における議事録は、交渉権者において作成することとし、これに伴う費用は交渉権者の負担とする。

8 契約及び支払方法

受託事業者は、本市と契約を締結し、受託業務を実施する。

なお、本市は業務完了後、検査を経て委託料を受託事業者を支払うものとする。

9 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査委員会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し、援助を求めた場合
- (5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 事業者プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合

10 プロポーザルの中止

やむをえない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は本市に請求できない。

11 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加に係る必要書類の提出期日までに参加辞退届(第8号様式)を提出すること。

12 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとする。

13 スケジュール

	項 目	期 間
①	プロポーザル公募開始	令和2年10月1日(木)
②	質問受付期間	公募開始 ~ 令和2年10月7日(水)

③	質問と回答の公表	令和2年10月12日(月)
④	参加に係る必要書類の提出期限	令和2年10月15日(木)
⑤	企画提案書等提出期限	令和2年10月21日(水)
⑥	事業者プレゼンテーション審査	令和2年10月26日(月)
⑦	審査結果の通知と公表	令和2年10月28日(水) 予定
⑧	契約手続き	令和2年11月初旬を予定

14 連絡先

甲府市市長直轄組織情報戦略室記念事業課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5327

FAX 055-237-0097

電子メール kaifu500@city.kofu.lg.jp